

少年非行等の概況

—令和6年中—



奈良県警察本部

凡 例

本書における用語等の意義については、次のとおりである。

- 1 (1) 刑法犯 「刑法」や「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等に規定する罪をいう。
- (2) 特別法犯 刑法犯及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を除くすべての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。
- (3) 少年 20歳未満の者をいう。
- (4) 犯罪少年 罪を犯した少年をいう。
- (5) 触法少年 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- (6) 刑法犯少年 刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- (7) 特別法犯少年 特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
- (8) ぐ犯少年 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- (9) 非行少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- (10) 不良行為少年 「奈良県少年補導に関する条例」に掲げる少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為（刑罰法令に触れるものを除く）を行う少年をいう。
- (11) 検挙人員 警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。
- (12) 補導人員 警察で触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年として補導した人員をいう。
- (13) 包括罪種 刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。
(包括罪種)
(罪種)
殺人、強盗、放火、不同意性交等
凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
窃盗
詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任
賭博、わいせつ、性的姿態撮影等処罰法
上記以外の罪種
- (14) 人口比 同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。
- (15) 年少少年 14歳、15歳をいう。
- (16) 中間少年 16歳、17歳をいう。
- (17) 年長少年 18歳、19歳をいう。
- (18) 校内暴力 「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。
- (19) 福祉犯 児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であつて警察庁長官が定めるものをいう。
- (20) 被害少年 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
- (21) 家庭内暴力 少年が、同居している家族等に対して継続的に暴力を振るう事案をいい、家庭内暴力を止めようとした第三者に対して暴力を振るう事案や他人の所有物を損壊する事案については含めない。

2 計上方法

薬物事犯の計上に際し、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚醒剤取締法の罪に含めている。

目 次

第1 少年非行の概況	1
1 非行少年等の概要	1
2 非行少年等の推移	1
第2 令和6年中の少年非行	2
1 犯罪少年	2
(1) 刑法犯少年	2
ア 検挙人員及び人口比の推移（全国対比）	2
イ 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合の推移	2
ウ 包括罪種別状況	2
(ア) 推移及び男女別	2
(イ) 前年対比	3
(ウ) 初発型非行の推移	3
エ 年齢別状況	3
(ア) 推移	3
(イ) 包括罪種別状況	4
オ 学職別状況	4
(ア) 推移	4
(イ) 包括罪種別状況	4
カ 初犯・再犯者別状況	5
(ア) 推移	5
(イ) 包括罪種別状況	5
(2) 特別法犯少年	5
ア 全国対比	5
イ 法令別・学職別・年齢別状況	5
2 触法少年	6
(1) 触法少年（刑法）	6
ア 学職及び年齢別の推移	6
イ 学職・行為態様別状況	6
ウ 窃盗犯手口別状況	6
(2) 触法少年（特別法）	6
ア 学職及び年齢別の推移	6
イ 学職・行為態様別状況	7
3 く犯少年	7
(1) 推移	7
(2) 事由別	7

4	不良行為少年	8
	(1) 推移	8
	(2) 年齢別・学職別補導人員の推移	8
第3	非行等の諸形態	9
1	薬物事犯（推移（全国対比））	9
	(1) 覚醒剤乱用	9
	(2) 大麻乱用	9
2	校内暴力事件	9
	(1) 推移	9
	(2) 教師に対する暴力事件の推移	9
第4	少年の保護	10
1	福祉犯の取締り	10
	(1) 推移	10
	(2) 法令別検挙件数・検挙人員	10
	(3) 被害少年の法令別・学職別状況	10
2	少年相談	11
	(1) 相談受理状況	11
	(2) 相談者学職別状況	11
	(3) 相談内容別状況	11

(注) 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

第1 少年非行の概況

1 非行少年等の概要

令和6年中における非行少年の検挙・補導人員は540人で、前年に比べ124人(29.8%)増加した。

刑法犯少年は294人で前年に比べ84人(40.0%)増加し、特別法犯少年は46人で前年に比べ8人(14.8%)減少した。

触法少年(刑法犯)は185人で前年に比べ57人(44.5%)増加した。

不良行為少年については3,769人で、前年に比べ398人(11.8%)増加した。

区分		年		増減数	増減率
		令和6年	令和5年		
非 犯 罪 少 年	総数	540	416	124	29.8
	うち女子	76	58	18	31.0
	刑法犯	294	210	84	40.0
	うち女子	29	28	1	3.6
	特別法犯	46	54	▲8	▲14.8
	うち女子	6	1	5	500.0
	小計	340	264	76	28.8
	うち女子	35	29	6	20.7
	人口比	4.7	3.6	1.1	30.6
	触法少年	185	128	57	44.5
うち女子	39	26	13	50.0	
特別法犯	12	20	▲8	▲40.0	
うち女子	1	1	0	-	
小計	197	148	49	33.1	
うち女子	40	27	13	48.1	
ぐ犯少年	3	4	▲1	▲25.0	
うち女子	1	2	▲1	▲50.0	
不良行為少年		3,769	3,371	398	11.8
うち女子		638	642	▲4	▲0.6

▲印は、減少を示す。

2 非行少年等の推移

過去10年間の非行少年等の検挙・補導人員の推移は、次表のとおりである。

刑法犯少年は、減少傾向が続いていたが、令和3年に増加に転じ、4年連続で増加した。

不良行為少年は、増減を繰り返していたが、令和4年以降、増加した。

区分		年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
非行少年総数			600	558	505	458	409	293	323	349	416	540
犯罪少年	刑法犯		365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
	特別法犯		44	36	41	38	25	46	47	50	54	46
触法少年	刑法犯		164	164	143	124	110	74	97	93	128	185
	特別法犯		16	3	2	13	9	12	7	15	20	12
ぐ犯少年			11	5	9	1	3	4	0	2	4	3
男子			513	462	418	357	322	247	262	300	358	464
犯罪少年	刑法犯		311	285	266	216	208	139	140	160	182	265
	特別法犯		41	34	38	35	22	43	40	46	53	40
触法少年	刑法犯		140	136	108	97	86	54	76	78	102	146
	特別法犯		14	3	2	8	4	9	6	15	19	11
ぐ犯少年			7	4	4	1	2	2	0	1	2	2
女子			87	96	87	101	87	46	61	49	58	76
犯罪少年	刑法犯		54	65	44	66	54	18	32	29	28	29
	特別法犯		3	2	3	3	3	3	7	4	1	6
触法少年	刑法犯		24	28	35	27	24	20	21	15	26	39
	特別法犯		2	0	0	5	5	3	1	0	1	1
ぐ犯少年			4	1	5	0	1	2	0	1	2	1
不良行為少年総数			3,336	2,733	2,954	2,029	2,275	3,081	2,289	2,738	3,371	3,769
男子			2,690	2,155	2,297	1,576	1,762	2,431	1,814	2,160	2,729	3,131
女子			646	578	657	453	513	650	475	578	642	638

第2 令和6年中の少年非行

1 犯罪少年

(1) 刑法犯少年

ア 検挙人員及び人口比の推移（全国対比）

過去10年間の全国及び奈良県の刑法犯少年の検挙人員及び人口比は、次表のとおりである。

令和6年は全国、奈良県とも増加した。

区分	年	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
全国	検挙人員	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762
	人口比	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9	3.3
奈良県	検挙人員	365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
	人口比	4.4	4.2	3.8	3.5	3.3	2.1	2.3	2.5	2.9	4.1

イ 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合の推移

過去10年間の刑法犯の総検挙人員に占める少年の割合は、次表のとおりである。

区分	年	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
刑法犯総検挙人員		2,308	2,415	2,328	2,326	2,257	2,040	2,097	1,991	2,249	2,457
20歳以上		1,943	2,065	2,018	2,044	1,995	1,883	1,925	1,802	2,039	2,163
占める割合		84.2	85.5	86.7	87.9	88.4	92.3	91.8	90.5	90.7	88.0
少年		365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
占める割合		15.8	14.5	13.3	12.1	11.6	7.7	8.2	9.5	9.3	12.0
全国の率		16.3	13.9	12.5	11.4	10.3	9.6	8.5	8.8	10.3	11.3

ウ 包括罪種別状況

(ア) 推移及び男女別

過去10年間の刑法犯少年の包括罪種別検挙人員（男女）の推移は次表のとおりである。

区分	年	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
総	数	365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
	凶悪犯	2	1	2	2	4	7	2	4	1	5
	粗暴犯	46	33	51	30	45	26	33	35	52	71
	窃盗犯	258	221	182	175	157	95	90	90	102	152
	知能犯	11	9	9	12	14	7	12	17	13	10
	風俗犯	4	6	9	4	4	3	4	4	8	22
	その他	44	80	57	59	38	19	31	39	34	34
	うち占離	22	15	14	11	13	7	5	3	13	10
男	子	311	285	266	216	208	139	140	160	182	265
	凶悪犯	2	0	2	2	2	7	2	4	1	4
	粗暴犯	43	25	48	26	39	24	31	32	48	66
	窃盗犯	217	184	148	129	115	80	67	71	84	137
	知能犯	7	7	7	11	13	6	9	11	11	4
	風俗犯	4	6	9	3	4	3	4	4	8	22
	その他	38	63	52	45	35	19	27	38	30	32
	うち占離	19	15	14	8	11	7	4	3	12	8
女	子	54	65	44	66	54	18	32	29	28	29
	凶悪犯	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1
	粗暴犯	3	8	3	4	6	2	2	3	4	5
	窃盗犯	41	37	34	46	42	15	23	19	18	15
	知能犯	4	2	2	1	1	1	3	6	2	6
	風俗犯	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	その他	6	17	5	14	3	0	4	1	4	2
	うち占離	3	0	0	3	2	0	1	0	1	2

注) 占離—占有離脱物横領

(1) 前年対比

次表のとおりである。

罪種	年	令和 6 年		令和 5 年		増減数	増減率
		構成比	構成比	構成比	構成比		
総 数		294	100	210	100	84	40.0
凶 悪 犯	殺 人	0	0.0	0	0.0	0	0
	強 盗	0	0.0	0	0.0	0	0
	放 火	1	0.3	0	0.0	1	0
	不同意性交等	4	1.4	1	0.5	3	300.0
	小 計	5	1.7	1	0.5	4	400.0
粗 暴 犯	凶器準備集合	0	0.0	0	0.0	0	0
	暴 行	27	9.2	21	10.0	6	28.6
	傷 害	32	10.9	24	11.4	8	33.3
	脅 迫	6	2.0	4	1.9	2	50.0
	恐 喝	6	2.0	3	1.4	3	100.0
小 計	71	24.1	52	24.8	19	36.5	
窃 盗 犯		152	51.7	102	48.6	50	49.0
知 能 犯		10	3.4	13	6.2	▲ 3	▲ 23.1
風 俗 犯		22	7.5	8	3.8	14	175
そ の 他		34	11.6	34	16.2	0	0.0
うち占離		10	3.4	13	6.2	▲ 3	▲ 23.1

(ウ) 初発型非行の推移

過去 10 年間の初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）の検挙人員及び刑法犯少年総数に占める割合の推移は、次表のとおりである。

令和 6 年の初発型非行による検挙人員は 130 人で、刑法犯少年全体の 44.2% を占めている。

区分	年	平成 27 年	28 年	29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
刑 法 犯 少 年 総 数		365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
初 発 型 非 行		219	190	152	148	128	71	60	63	94	130
万 引 き		115	114	98	93	81	41	31	40	50	65
オ ー ト バ イ 盗		47	26	25	16	9	16	6	5	4	20
自 転 車 盗		35	35	15	28	25	7	18	15	27	35
占 有 離 脱 物 横 領		22	15	14	11	13	7	5	3	13	10
刑法犯少年総数に占める割合(%)		60.0	54.3	49.0	52.5	48.9	45.2	34.9	33.3	44.8	44.2

エ 年齢別状況

(7) 推移

過去 10 年間ににおける年齢別検挙人員の推移は、次表のとおりである。

令和 6 年は、中間少年（16 歳・17 歳）が 129 人（43.9%）で最も多くを占めている。

年齢	年	平成 27 年	28 年	29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
総 数		365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
年 少 少 年	14 歳	81	58	62	46	34	15	23	25	28	46
	15 歳	74	68	67	40	67	24	23	27	39	52
	小 計	155	126	129	86	101	39	46	52	67	98
	総数に占める割合(%)	42.5	36.0	41.6	30.5	38.5	24.8	26.7	27.5	31.9	33.3
中 間 少 年	16 歳	67	95	46	82	33	29	35	34	45	61
	17 歳	64	50	47	46	49	32	24	31	38	68
	小 計	131	145	93	128	82	61	59	65	83	129
	総数に占める割合(%)	35.9	41.4	30.0	45.4	31.3	38.9	34.3	34.4	39.5	43.9
年 長 少 年	18 歳	39	39	55	28	57	32	29	38	35	38
	19 歳	40	40	33	40	22	25	38	34	25	29
	小 計	79	79	88	68	79	57	67	72	60	67
	総数に占める割合(%)	21.6	22.6	28.4	24.1	30.2	36.3	39.0	38.1	28.6	22.8

(イ) 包括罪種別状況

窃盗犯における16歳が37人と最も多くなっている。

罪種		年齢						
		総数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総数	令和6年	294	46	52	61	68	38	29
	令和5年	210	28	39	45	38	35	25
凶悪犯	令和6年	5	2	0	1	2	0	0
	令和5年	1	0	0	0	1	0	0
粗暴犯	令和6年	71	9	8	11	13	18	12
	令和5年	52	7	6	14	5	9	11
窃盗犯	令和6年	152	26	34	37	30	13	12
	令和5年	102	14	21	23	23	13	8
知能犯	令和6年	10	0	2	2	4	1	1
	令和5年	13	0	0	1	3	5	4
風俗犯	令和6年	22	3	5	5	8	0	1
	令和5年	8	1	0	3	1	2	1
その他	令和6年	34	6	3	5	11	6	3
	令和5年	34	6	12	4	5	6	1

オ 学職別状況

(ア) 推移

過去10年間における学職別検挙人員は、次表のとおりである。

令和6年は、高校生が142人と最も多くを占めている。

学職		年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総数			365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
学生・生徒	中学生		122	85	95	67	69	30	34	32	55	62
	総数に占める割合(%)		33.4	24.3	30.6	23.8	26.3	19.1	19.8	16.9	26.2	21.1
	高校生		125	158	96	99	94	65	75	76	82	142
	総数に占める割合(%)		34.2	45.1	31.0	35.1	35.9	41.4	43.6	40.2	39.0	48.3
	大学生		15	13	11	18	12	4	11	18	12	9
	その他の学生		4	9	5	6	4	4	6	3	4	9
	小計		266	265	207	190	179	103	126	129	153	222
有職少年			56	46	50	47	37	40	36	43	40	45
総数に占める割合(%)			15.3	13.1	16.1	16.7	14.1	25.5	20.9	22.8	19.0	15.3
無職少年			43	39	53	45	46	14	10	17	17	27
総数に占める割合(%)			11.8	11.1	17.1	16.0	17.6	8.9	5.8	9.0	8.1	9.2

(イ) 包括罪種別状況

窃盗犯における高校生が75人と最も多くなっている。

罪種	学職	総数	学生・生徒					有職少年	無職少年
			小計	中学生	高校生	大学生	その他の学生		
総数		294	222	62	142	9	9	45	27
凶悪犯		5	4	2	2	0	0	1	0
粗暴犯		71	41	11	27	1	2	21	9
窃盗犯		152	122	36	75	7	4	17	13
知能犯		10	7	0	6	0	1	1	2
風俗犯		22	21	5	16	0	0	1	0
その他		34	27	8	16	1	2	4	3
うち占離		10	8	1	4	1	2	1	1

カ 初犯・再犯者別状況

(ア) 推移

過去10年間における初犯・再犯者の推移は、次表のとおりである。

令和6年の再犯者は84人で全体の28.6%を占め、前年に比べて1.9ポイント上昇した。

区分		年	平成	28年	29年	30年	令和	2年	3年	4年	5年	6年
			27年				元年					
総数			365	350	310	282	262	157	172	189	210	294
初犯	人員		239	241	201	200	180	103	136	147	154	210
	構成比		65.5	68.9	64.8	70.9	68.7	65.6	79.1	77.8	73.3	71.4
再犯	人員		126	109	109	82	82	54	36	42	56	84
	構成比		34.5	31.1	35.2	29.1	31.3	34.4	20.9	22.2	26.7	28.6

(イ) 包括罪種別状況

再犯者の占める割合は「知能犯」が最も高かった。

区分		罪種	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総数			294	5	71	152	10	22	34
初犯	人員		210	4	43	111	6	22	24
	構成比		71.4	80.0	60.6	73.0	60.0	100.0	70.6
再犯	人員		84	1	28	41	4	0	10
	構成比		28.6	20.0	39.4	27.0	40.0	0.0	29.4

(2) 特別法犯少年

ア 全国対比

過去10年間における特別法犯少年の検挙人員の推移は、次表のとおりである。

区分		年	平成	28年	29年	30年	令和	2年	3年	4年	5年	6年
			27年				元年					
全国			5,412	5,288	5,041	4,354	4,557	5,022	4,940	4,639	5,033	4,457
奈良県			44	36	41	38	25	46	47	50	54	46

イ 法令別・学職別・年齢別状況

次表のとおりである。

令和6年の特別法犯少年の検挙人員は46人で、前年に比べ8人(14.8%)減少した。

法令別では、軽犯罪法違反が18人と最も多く、全体の39.1%を占めている。

区分		法令	総数	覚醒剤取締法	大麻取締法	銃砲刀剣類所持等取締法	迷惑防止条例	青少年健全育成条例	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	ストーカー規制法	その他
		総数		令和6年	46	0	2	3	5	2	18	6
		令和5年	54	0	10	3	8	2	18	5	1	7
		増減数	▲8	0	▲8	0	▲3	0	0	1	▲1	3
		増減率	▲14.8	-	▲80.0	0.0	▲37.5	-	0.0	20.0	-	42.9
学職	学生	中学生	13	0	0	0	0	0	10	2	0	1
		高校生	22	0	0	2	4	0	8	4	0	4
		大学生	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0
		その他の学生	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	生徒	小計	39	0	0	2	5	1	18	6	0	7
	有職少年	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	無職少年	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
年齢	14歳	6	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0
	15歳	10	0	0	1	0	0	0	7	1	0	1
	16歳	8	0	0	0	1	0	0	5	1	0	1
	17歳	8	0	0	1	2	0	0	2	0	0	3
	18歳	7	0	1	0	2	0	2	0	0	0	2
	19歳	7	0	1	1	0	2	0	0	0	0	3

2 触法少年

(1) 触法少年（刑法）

ア 学職及び年齢別の推移

過去10年間における触法少年（刑法）の補導人員の推移は次表のとおりである。

平成29年以降連続で減少していたが、令和3年以降、増加傾向にある。

令和6年の年齢別では、13歳が72人と最も多く全体の38.9%を占めている。

区分		年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総数			164	164	143	124	110	74	97	93	128	185
学職	未就学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小学生		62	79	52	61	45	41	45	48	49	79
	中学生		102	85	91	63	65	33	52	45	79	105
年齢	8歳以下		7	22	12	15	16	9	12	13	18	14
	9歳		7	11	13	13	6	6	9	8	10	17
	10歳		24	11	11	12	6	10	6	7	7	15
	11歳		16	22	6	16	8	8	10	14	10	19
	12歳		32	35	33	17	21	15	29	26	20	48
	13歳		78	63	68	51	53	26	31	25	63	72

イ 学職・行為態様別状況

小学生の窃盗犯が最も多くなっている。

行為態様		学職	未就学	小学生	中学生
総数			1	79	105
凶悪犯			0	0	0
粗暴犯			0	17	20
窃盗犯			1	49	46
知能犯			0	0	0
風俗犯			0	0	3
その他			0	13	36
うち占有離脱物横領			0	2	1

ウ 窃盗犯手口別状況

「万引き」が69人で窃盗犯全体の71.9%を占めている。

手口		学職	総数		
			未就学	小学生	中学生
窃盗犯総数		96	1	49	46
万引き		69	1	44	24
窃盗犯総数に占める割合		71.9	100.0	89.8	52.2
自転車盗		11	0	2	9
窃盗犯総数に占める割合		11.5	0.0	4.1	19.6
その他		16	0	3	13
窃盗犯総数に占める割合		16.7	0.0	6.1	28.3

(2) 触法少年（特別法）

ア 学職及び年齢別の推移

過去10年間における触法少年（特別法）の補導人員の推移は次表のとおりである。

令和6年の年齢別では13歳が6人で最も多くなっている。

区分		年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総数			16	3	2	13	9	12	7	15	20	12
学職	小学生		11	3	1	6	4	5	6	6	7	2
	中学生		5	0	1	7	5	7	1	9	13	10
年齢	8歳以下		4	0	1	5	0	2	3	2	2	0
	9歳		3	0	0	0	1	1	2	3	0	0
	10歳		1	1	0	0	1	0	0	0	0	1
	11歳		3	0	0	1	1	1	0	1	2	1
	12歳		1	2	0	0	3	2	1	0	8	4
	13歳		4	0	1	7	3	6	1	9	8	6

イ 学職・行為態様別状況

中学生の軽犯罪法違反が最も多くなっている。

区分	総数	軽犯罪法	迷惑防止条例	児童ポルノ禁止法	児童買春・児童性交渉禁止法	不正アクセス	動物愛護管理法	鉄道営業法
小学生	2	0	0	0	0	0	1	1
中学生	10	8	0	1	1	0	0	0

3 く犯少年

(1) 推移

過去10年間におけるく犯少年の補導人員の推移は、次表のとおりである。

区分	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総数		11	5	9	1	3	4	0	2	4	3
男子		7	4	4	1	2	2	0	1	2	2
女子		4	1	5	0	1	2	0	1	2	1

(2) 事由別

次表のとおりである。

区分	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総数		11	5	9	1	3	4	0	2	4	3
	保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	10	4	8	1	2	1	0	2	3	3
	正当の理由がなく家庭に寄り付かない少年	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0
男子		7	4	4	1	2	2	0	1	2	2
	保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	7	4	4	1	1	1	0	1	2	2
	正当の理由がなく家庭に寄り付かない少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
女子		4	1	5	0	1	2	0	1	2	1
	保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	3	0	4	0	1	0	0	1	1	1
	正当の理由がなく家庭に寄り付かない少年	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

(注) 令和4年4月1日に少年法が改正され、特定少年(18歳及び19歳の者をいう。)については、く犯(第3条第1項第3号)による保護処分の対象から除かれることとなった。

4 不良行為少年

(1) 推移

過去 10 年間における不良行為少年の補導人員の推移は、次表のとおりである。

令和 6 年は 3,769 人で過去 10 年間で最も多くなっている。

行為別では、喫煙、深夜はいかいが依然として全体の 9 割以上を占めた。

行為	年	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
総	数	3,336	2,733	2,954	2,029	2,275	3,081	2,289	2,738	3,371	3,769
	うち女子	646	578	657	453	513	650	475	578	642	638
主	喫煙	1,595	1,339	1,510	1,021	1,137	1,540	1,184	1,324	1,795	2,208
	うち女子	217	204	243	157	203	207	165	151	207	193
な	深夜はいかい	1,532	1,209	1,204	808	881	1,250	879	1,128	1,300	1,236
	うち女子	389	340	343	235	259	365	247	347	362	371
行	飲酒	65	70	119	98	149	152	142	167	211	234
	うち女子	5	14	34	20	28	39	35	45	61	59
為	その他の行為	144	115	121	102	108	139	84	119	65	91
	うち女子	35	20	37	41	23	39	28	35	12	15

(2) 年齢別・学職別補導人員の推移

過去 10 年間における年齢別・学職別の補導人員の推移は次表のとおりである。

区分	年	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
総	数	3,336	2,733	2,954	2,029	2,275	3,081	2,289	2,738	3,371	3,769
年	13 歳以下	159	104	122	72	113	95	91	139	121	121
	14 歳	247	177	178	89	124	140	84	133	182	155
	15 歳	416	290	357	184	242	212	157	258	266	331
	16 歳	933	734	752	451	467	631	469	655	829	744
	17 歳	866	732	692	516	533	855	601	646	845	1,003
	18 歳	370	399	421	299	304	436	418	418	495	620
	19 歳	345	297	432	418	492	712	469	489	633	795
学	小学生以下	19	5	13	15	18	21	19	20	11	21
	うち女子	3	0	8	4	6	7	2	10	4	7
	中学生	580	375	415	208	297	305	206	326	403	385
	うち女子	159	116	155	76	120	120	84	95	157	81
	高校生	798	782	762	532	621	928	705	797	900	924
	うち女子	164	181	212	156	170	228	178	225	208	237
	大学生	125	128	165	234	264	319	235	297	465	489
	うち女子	7	6	9	11	11	29	11	28	38	33
	その他の学生	68	54	52	61	79	129	87	88	99	150
	うち女子	11	8	6	5	3	12	6	13	20	26
職	有職少年	484	395	439	330	350	568	412	473	564	837
	うち女子	17	13	20	15	21	30	27	30	41	82
	無職少年	1,262	994	1,108	649	646	811	625	737	929	963
うち女子	285	254	247	186	182	224	167	177	174	172	

第3 非行等の諸形態

1 薬物事犯（推移（全国対比））

(1) 覚醒剤乱用

過去5年間における覚醒剤乱用少年の検挙人員の推移は次表のとおりである。

区分		年	令和2年	3年	4年	5年	6年
全 国			96	115	103	106	113
奈 良 県			1	1	0	0	0
学 職	学 生	中 学 生	0	0	0	0	0
		高 校 生	0	0	0	0	0
		大 学 生	0	0	0	0	0
		そ の 他 の 学 生	0	0	0	0	0
	職 業	有 職 少 年	0	1	0	0	0
		無 職 少 年	1	0	0	0	0

(2) 大麻乱用

過去5年間における大麻乱用少年の検挙人員の推移は次表のとおりである。

区分		年	令和2年	3年	4年	5年	6年
全 国			887	994	912	1,222	1,128
奈 良 県			7	10	5	10	2
学 職	学 生	中 学 生	0	0	0	0	0
		高 校 生	2	4	0	1	0
		大 学 生	1	0	0	0	0
		そ の 他 の 学 生	0	0	0	0	0
	職 業	有 職 少 年	4	4	5	4	1
		無 職 少 年	0	2	0	5	1

2 校内暴力事件

(1) 推移

過去10年間における警察が取り扱った校内暴力事件の推移は、次表のとおりである。

区分		年	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
総 数	事 件 数	全 国	967	832	717	668	618	507	587	593	784	923
		奈 良 県	8	9	5	12	18	6	12	14	18	12
	検 挙 ・ 補 導 人 員	全 国	1,131	926	786	724	690	549	625	636	852	997
		奈 良 県	8	8	5	14	18	8	11	14	18	12
	被 害 者 数	全 国	1,044	918	797	706	653	525	628	628	838	981
		奈 良 県	9	9	5	13	20	6	12	15	19	7
奈 良 県	小 学 生	事 件 数	0	0	2	2	1	1	5	3	2	4
		補 導 人 員	0	0	2	2	1	1	5	3	2	4
		被 害 者 数	0	0	2	2	1	1	5	3	3	4
	中 学 生	事 件 数	8	9	3	5	15	5	6	8	16	5
		検 挙 ・ 補 導 人 員	8	8	3	7	15	7	5	8	16	5
		被 害 者 数	9	9	3	5	17	5	6	8	16	1
高 校 生	事 件 数	0	0	0	5	2	0	1	3	0	3	
	検 挙 人 員	0	0	0	5	2	0	1	3	0	3	
	被 害 者 数	0	0	0	5	2	0	1	4	0	2	

(2) 教師に対する暴力事件の推移

校内暴力のうち、教師に対する暴力事件の推移は次表のとおりである。

区分	年	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
事 件 数		6	6	2	1	5	0	6	2	7	5
検 挙 ・ 補 導 人 員		6	5	2	1	5	0	5	2	7	5
被 害 者 数		7	6	2	1	7	0	6	3	7	5

第4 少年の保護

1 福祉犯の取締り

(1) 推移

過去10年間における福祉犯の取締り状況は、次表のとおりである。

令和6年の検挙件数は118人で、前年に比べ34人(40.5%)増加した。

検挙人員は73人で、前年に比べ15人(25.9%)増加した。

被害少年は80人で、前年に比べ39人(95.1%)増加した。

区分	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
検挙件数		54	62	68	72	68	73	62	69	84	118
検挙人員		45	40	40	59	46	52	44	32	58	73
被害少年		66	32	36	33	64	43	35	45	41	80

(2) 法令別検挙件数・検挙人員

法令別では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反による検挙件数が46件、検挙人員が23人で最も多くなっている。

区分	法令	総数	青少年健全育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	大麻取締法	児童福祉法	(性的姿勢撮影等処罰法(未遂含む))	(映像含む)(面会要求等)	職業安定法
令和6年	件数	118	20	46	0	1	45	5	1
	人員	73	14	23	0	0	32	4	0
令和5年	件数	84	27	48	1	1	7	0	0
	人員	58	15	36	0	2	5	0	0
増減	件数	34	▲7	▲2	▲1	0	38	5	1
	人員	15	▲1	▲13	0	▲2	27	4	0

(3) 被害少年の法令別・学職別状況

法令別では、「性的姿勢撮影等処罰法(未遂含む)」違反による被害少年が41人で最も多く、そのうち高校生は24人であった。

被害少年のうち、SNS等に起因するものは25人であった。

法令	学職	総数	未就学	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	のそ学の生他		
総	数	80	0	77	6	13	17	0	2	1
	SNS等に起因するもの	25	0	24	5	6	13	0	0	1
	青少年健全育成条例	13	0	11	0	5	6	0	2	0
	SNS等に起因するもの	6	0	6	0	3	3	0	0	0
	児童買春・児童ポルノ禁止法	21	0	20	3	7	10	0	0	1
	SNS等に起因するもの	15	0	14	2	3	9	0	0	1
	性的姿勢撮影等処罰法(未遂含む)	41	0	41	9	3	24	5	0	0
	SNS等に起因するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	5	0	5	3	1	1	0	0	0
	SNS等に起因するもの	4	0	4	3	0	1	0	0	0

2 少年相談

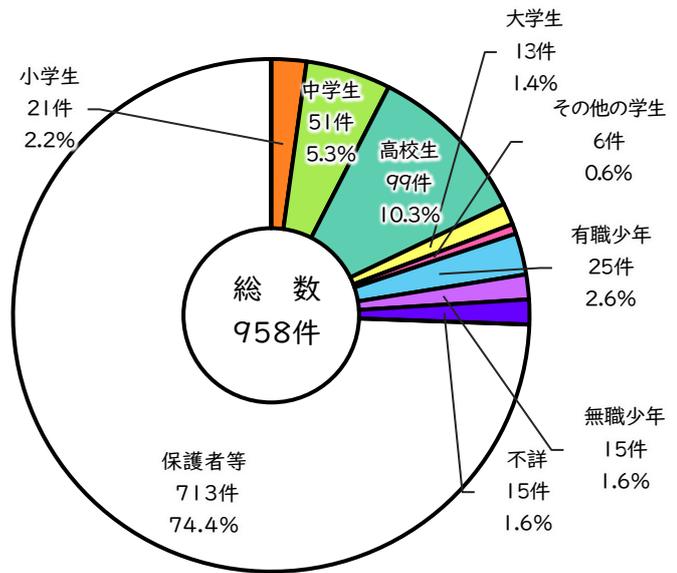
(1) 相談受理状況

少年相談の受理件数は 958 件で前年に比べ、26 件 (2.8%) 増加した。

相談者	年	令和 6年	令和 5年	増 減	
				数	率
総	数	958	932	26	2.8
	うち女子	493	437	56	12.8
少年自身		245	289	▲44	▲15.2
	うち女子	122	152	▲30	▲19.7
保護者等		713	643	70	10.9
	うち女子	371	285	86	30.2

(2) 相談者学職別状況

令和 6 年の少年自身では高校生が 99 件で最も多く、次いで、中学生の 51 件となった。



(3) 相談内容別状況

次表のとおりである。

相談内容	相談者	総数	少年自身	保護者等
総	数	958	245	713
非	行	175	24	151
	うち 窃 盗	52	5	47
	うち 薬 物 乱 用	2	1	1
	うち 性 の 逸 脱 行 為	13	0	13
	うち 不 良 行 為	67	10	57
学	校	121	8	113
	うち 校 内 暴 力	21	0	21
	うち 不 登 校	2	0	2
	うち い じ め	50	4	46
	うち 生 徒 指 導	23	2	21
家	庭	173	30	143
	うち 児 童 虐 待	72	9	63
	うち 家 庭 内 暴 力	15	3	12
交	友	67	31	36
健	康	9	0	9
犯	罪	130	71	59
自	殺	16	6	10
そ	の	267	75	192